

様式第6号（第17条）

## 会 議 録

会議の名称		2025年 第3回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和7年3月25日（金）		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時47分
開催場所		春日部市役所本庁舎3階 301～302会議室			
議長氏名		会長 市川 大倫			
出席者	農業委員	（ 出席人数：19人 ）			
		1	川鍋 浩之	10	岡田 實
		2	飯島 優子	11	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂
		5	中山 雅博	14	森本 恒平
		6	岡本 勉	15	森住 武雄
		7	石山 法男	16	萩原 勝
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子
		9	水口 健二	18	石塚 郁志
		（ 欠席人数：なし ）			
事務局	（ 出席人数：4人 ）				
	農業委員会事務局長 齋藤 綱紀		農業委員会事務局次長 溝口 通明		
	農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 金子 昌行		
議事参与	（ 出席人数：2人 ）				
	農業振興課長 浜村 三博		開発調整課長 福井 聖士		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条（委員会）：公開 日程2 農地法第5条（知事）：公開 日程3 租税特別措置法適格者証明：公開 日程4 農地利用集積等促進計画（案）に関する意見について ：公開			

	<p>日程 5 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について：公開</p> <p>日程 6 春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について：公開</p>								
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 1 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 2 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 3 号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第 3 条第 4 号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 1</td> <td>新井 久義</td> </tr> <tr> <td>1 2</td> <td>加藤 富夫</td> </tr> <tr> <td>1 3</td> <td>池上 茂</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	1 1	新井 久義	1 2	加藤 富夫	1 3	池上 茂
	議席番号	委員氏名							
	1 1	新井 久義							
	1 2	加藤 富夫							
1 3	池上 茂								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
10 : 00 議長	(次第1) ただ今から2025年第3回総会を開会いたします。
※総会成立 の報告 議長	在任委員19名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。 また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課浜村三博課長と都市整備部開発調整課福井聖士課長が出席しております。
議長	次に、運営委員会及び土地開発公社理事会について、伊藤委員長より報告がございます。
委員長	本日午前9時00分から運営委員会を開催いたしました。 会議の内容ですが、議題として (1)農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について (2)令和7年度最適化活動の目標の設定等について の2項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。 次に、土地開発公社理事会について報告いたします。 去る3月18日火曜日、午後2時から市役所第二庁舎4階会議室4Bにて「令和6年度第3回 春日部市土地開発公社理事会」に出席いたしました。 会議の内容ですが、議題は「議案第3号 令和6年度春日部市土地開発公社補正予算(第2号)について」「議案第4号 令和7年度春日部市土地開発公社予算について」の2議案でございました。 内容は、議案第3号については、事業資金短期借入金の利率が大幅に上昇したことや販売費及び一般管理費に不用額が生じたことにより増額補正するものです。次に、議案第4号については、令和7年度の土地開発公社運営に必要な経費等を計上するものです。事務局の説明のあと、討論・採決が行われ、採決の結果、議案については全て「可決」されました。
議長	ありがとうございました。 本日の議題は、 日程1 議案第1号「農地法第3条(委員会)」1議案10件 日程2 議案第2号「農地法第5条(知事)」1議案4件 日程3 議案第3号「租税特別措置法適格者証明」1議案3件 日程4 議案第4号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」1議案1件 日程5 議案第5号「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」1議案1件

合計 5 議案となります。

次に、会議規則第 35 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 11 番新井久義委員、12 番加藤富夫委員、13 番池上茂委員を指名いたします。

議長

議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。

次に事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。

次に、会議規則第 10 条の「農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。なお、次の議案審議に入る前には入室の確認をいたします。

議長

それでは、議事にはいります。

日程 1、議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」を議題といたします。申請番号 6 番及び 11 番から 19 番について事務局より説明を求めます。

事務局

議案書 1 頁をご覧ください。議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）」について、許可申請が 10 件ありましたので審議を求めます。

はじめに、申請番号 6 番、詳細は議案書のとおり。この案件は 2025 年第 2 回総会からの継続審議案件で、申請農地に設定されていた中間管理権が解除されていなかったため、解除の手続きを確認をする必要があるとして、その結果を元に審議を再開するのが望ましいと継続審議となった案件です。その後、事務局あてに解除の通知が提出されたことから、問題は解消されたと考えております。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号 11 番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 3 頁、詳細図は 4 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第 3 条調査書 2 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号 12 番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は 5 頁、詳細図は 6 頁となります。スクリーンをご覧ください。

い。申請地となります。ここではじゃがいもを行う計画です。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。譲受人の居住地は川口市ですが、さいたま市で農業経営を行っているとのことから、保有農地の状況について事務局がさいたま市農業委員会に確認したところ、申請人は保有農地の耕作を行っている、とのことでした。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書1頁から2頁、申請番号13番から16番については譲受人が同一のため一括してご説明いたします。

はじめに申請番号13番、詳細は議案書のとおり。次に、申請番号14番、詳細は議案書のとおり。次に、議案書2頁、申請番号15番、詳細は議案書のとおり。次に、申請番号16番、詳細は議案書のとおり。申請理由は、全て経営規模の拡大です。申請番号13番の案内図は7頁、詳細図は8頁。申請番号14番の案内図は9頁、詳細図は10頁。申請番号15番の案内図は11頁、詳細図は12頁。申請番号16番の案内図は13頁、詳細図は14頁となります。スクリーンをご覧ください。申請番号13番から16番の申請地です。ここでは稲作を行う計画です。次に、農地法第3条調査書4頁から7頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号17番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書8頁をご覧ください。譲受人の居住地は越谷市です。保有農地の状況について事務局が越谷市農業委員会に確認したところ、申請人は保有農地の耕作を行っている、とのことでした。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号18番、詳細は議案書のとおり。申請理由は親族間の贈与です。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に農地法第3条調査書9頁をご覧ください。譲受人の居住地は越谷市です。保有農地の状況について事務局が越谷市農業委員会に確認したところ、申請人は保有農地の耕作を行っている、とのことでした。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書3頁、申請番号19番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。申請地2筆のうち1筆ではレモン

を、もう1筆ではオレンジを栽培する計画です。次に農地法第3条調査書10頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声有り)

議長

異議なしと認めます。はじめに、申請番号11番から16番について、担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。

推進委員

第3地区推進委員の横川です。申請番号11番について報告いたします。令和7年3月11日に水口農業委員、岡田農業委員、石井推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、申請地の現地調査においては問題はありませんでしたが、保有農地には農地法の違反にあたる建物2棟を確認しました。以上のことから農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できないため問題あり、と意見を述べ、報告いたします。

次に、申請番号12番について報告いたします。調査日時等は先ほど報告したとおりです。申請地の現地調査等を実施したところ、申請地はここ数年耕作されていた形跡が無く、草刈りだけが行われております。また申請地には接道が無いため、今後の耕作ができるような状態では無いため、農地としての適正な保全管理をすることは難しいと考えます。以上のことから問題あり、と意見を述べ、報告いたします。

次に、申請番号13番から16番については譲受人が同一のため一括して報告いたします。調査日時等は先ほど報告したとおりです。申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地はトラクターで耕運され、保有農地も適正に管理され、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号17番について、担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。

推進委員

第2地区推進委員の小川優です。申請番号17番について報告いたします。令和7年3月12日に川鍋農業委員、加藤農業委員、大塚推進委員及び私の4名で、申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無

く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号18番について、担当地区の関根栄推進委員より意見を求めます。

推進委員

第2地区推進委員の関根栄です。申請番号18番について報告いたします。令和7年3月12日に、市川農業委員会会長、石川農業委員、岩本推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施しました。その結果、申請地の現地調査においては問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。なお、保有農地は全て越谷市にある、と事務局から伺っておりますので、確認はしておりません。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。

議長

次に、申請番号19番について、担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。

推進委員

第1地区推進委員の野村です。申請番号19番について報告いたします。令和7年3月13日に、新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、田口推進委員、事務局職員1名及び私の計6名で申請地の現地調査等を実施しました。申請地には、以前シクラメンを生産・販売していた農家より現在の所有者が買い受けたままで、大型のビニールハウスが設置されております。ハウスの内外には作業用と思われるコンクリート敷も一部有りましたが、ハウス内は綺麗に耕運されておりました。他地区の保有農地については担当地区推進委員からきちんと管理されている、と事務局を經由して報告を得ております。従って農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから問題無し、と意見を述べて報告いたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号13番池上茂委員より申請番号6番及び11番から19番について事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号13番池上茂です。はじめに、申請番号6番について事前審査の報告をします。この案件は、2025年第2回総会からの継続審議案件で、申請農地に設定されていた中間管理権が解除されていなかったため、解除の手続きを確認をする必要があるとして、その結果を元に、審議を再開するのが望ましいと、継続審議となった案件です。その後、先ほどの事務局の説明

のとおり解除の手続きがされたことから、問題は解消されたと考えております。申請農地及び保有農地についても、問題はありません。以上のことから、この案件については、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。

次に、申請番号11番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地については問題がなかったものの、譲受人保有農地の一部に建物が2棟建っており、不適切な農地利用がされている、と報告を受けました。事務局が代理人及び譲受人本人に確認したところ、建物及び保有農地は資材置き場として貸し出しており、賃借人との契約が本年3月末までとなっており、契約上では農地に復して返還することとなっている、とのことです。そのため、今後の改善の状況等について確認を行い、その結果を元に、審議を再開するのが望ましいと考えております。以上のことから、事前審査委員4人の合議により継続審議と決しました。

次に、申請番号12番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、接道が無い農地であり、農業経営は難しいのではないかと報告を受けました。そのことから事務局が代理人に確認したところ、耕作は農地南側の水路敷周辺の畦を通過して農地に入り、作付予定のジャガイモは機械を使わずに耕作をする、とのことでした。また、農地法第3条の許可要件には接道の有無について問う項目は見当たりません。以上のことから事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。

次に、申請番号13番から18番については一括して事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。

次に、申請番号19番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。しかしながら、保有農地のある担当地区の農業委員、推進委員によれば、譲受人は自ら耕作をしている様子が見受けられないこと、2024年第11回総会、議案第4号、買受適格者証明の審議の際、申請人の自宅の前の保有農地には雑草が繁茂し、不耕作の状態だったため、証明しないこととしたこともあることから、譲受人に対し、今後の農業経営等について確認を行い、その結果を元に審議を再開するのが望ましいと考えております。以上のことから、事前審査委員4人の合議により継続審議、と決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。

委員 はい、議長。

議長 岡田委員、発言を許します。

委員 議席番号10番の岡田です。はじめに申請番号11番について質問します。推進委員からの報告では違反の建物が2棟ある、とのことですが、申請を受ける際に、事務局で指導できなかったのか伺います。

次に、申請番号12番について質問します。推進委員からの報告では接道の無い農地で、ずっと耕作をしていないため今後の管理は難しい、とのことですが、事務局の説明ではじゃがいもを作付ける、水路に沿った畦から農地に入るとのこと。今後、こういう状態であっても農地取得を認めていくのか。他人の土地を通して耕作するのか、また申請人居住地からの通作時間や距離についても伺いたいと思っています。

次に申請番号19番について質問します。譲受人ですが、前回、公売参加にかかる買受証明願いを申請したが証明されなかった、自ら耕作をしていないからだったと思いますが、今回はレモンやオレンジを作付けるということが本当にできるのか疑問に思います。その点について事務局はどう考えているのかお伺いします。

議長 事務局、回答をお願いします。

事務局 はい、岡田委員のご質問にお答えします。はじめに申請番号11番についてでございますが、申請を受ける時点では、保有農地に建物があるかどうかはわかりません。その後、農地パトロールで建物の所在がわかりましたので、代理人等に指導を行いました。その結果は、先ほど事前審査委員からご報告があったとおり「3月末までに農地に復する」との話があったことから、事前審査では継続審議、と決したところです。

次に、申請番号12番についてですが、接道の有無については事務局でも疑問に思い、代理人に確認したところ、先ほど事前審査委員が報告したとおり、水路脇の畦を通して農地に入り、機械を使わずに耕作をするという報告があったこと、それに農地法第3条の許可要件の中に、接道の有無を問うものはありません。このようなことから、事前審査では許可、と決したところです。

次に、申請番号19番についてですが、譲受人は以前、買受適格者証明審議の時に、不耕作地があつて証明できず、今回の申請にかかる農地パトロールの結果、申請地にあるハウスの中は耕されてるという話だったものの先ほどの事前審査委員の報告にもありました通り、保有農地は管理されているものの、自ら耕作は行っていないのでは、と担当地域の推進委員、農業委員の

声がありましたので、今後の耕作について確認をするために、事前審査では継続審議に決したところでございます。

議長 岡田委員、よろしいですか。

委員 はい。

議長 他に発言のある方は挙手を願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。はじめに、申請番号11番、19番について、事前審査委員より継続審議、と報告がありました。次に、申請番号6番及び12番から18番について、事前審査委員より許可、と報告がありました。よって、はじめに申請番号11番、19番、次に申請番号6番及び12番から18番を別々に審議することに異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号11番を継続審議、とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号11番を、事前審査委員の報告のとおり継続審議、と決定しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いします。

議長 次に、申請番号19番を継続審議、とすることに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号19番を、事前審査委員の報告のとおり継続審議、と決定しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いします。

議長 次に、申請番号6番及び12番から18番を事前審査委員の報告のとおり

許可、とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)」申請番号6番及び12番から18番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定しました。

議長 次に、日程2、議案第2号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号11番から14番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案書4頁をご覧ください。議案第2号「農地法第5条(知事)」について許可申請が4件ありましたので、審議を求めます。

はじめに申請番号11番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は電機部品の販売及び修理業を営んでおり、転用計画は資材置き場の設置です。現在、市内近隣に倉庫と駐車場を借りており、倉庫には資材を、駐車場にはトラック2台、社用車5台、従業員車7台を置いています。倉庫は契約期限が切れること、駐車場は貸主から規模を縮小することを求められたことため、新たに資材置き場を設置する計画です。新設する資材置き場には、修理用・廃棄用モーター等を置く資材一時保管スペースの外、大型車2台、社用車等6台を駐車する計画で、今までの倉庫は契約を解除するほか、駐車場は規模を縮小して引き続き使用することです。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号12番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、申請地は地盤が低いので盛り土し、隣接する保有農地2筆と高さを合わせて稲作をしやすいとする計画です。工事内容は現在の表土の上に耕作土を入れる客土Aの方法で行うこととです。案内図は23頁、詳細図は24頁から25頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地改良後は稲作を行う計画です。工事期間は許可日から6か月間です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある第1種農地と考えま

す。

次に、議案書5頁申請番号13番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は解体・建設業を営んでおり、転用計画は資材置き場の設置です。申請法人は8トントラック6台、2トントラック3台、重機22台、自動車・軽トラック11台を所有しています。資材置き場は本社のある都内に2か所の外、申請地近隣に2か所借用していますが、売り上げが上昇して今までの1.2倍の資材が増加し、既存の資材置き場に資材を詰め込んでおり、危険なことから、隣接する非農地975.24㎡と併せて新たに資材置き場を設置する計画ですが、駐車を予定している重機を所有していることを示す書類の提出がありません。新設する資材置き場には重機22台、大型トラック6台を駐車するほか、残土、単管パイプなどを置く計画で、今までの資材置き場は引き続き使用することです。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については法人からの融資で、融資証明書と金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号14番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は敷地の拡張です。申請者の住宅の南側に県道工事が行われた際に農地の残地があり、今まで住宅の出入り口として使用してきましたが、この度、申請地を住宅敷地として隣接する非農地288.93㎡と併せて転用することです。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については確認済です。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリート板土留めを設置します。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長

次に、申請番号12番について担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。

推進委員

第3地区推進委員の横川浩之です。申請番号12番について報告いたします。令和7年3月11日に、水口農業委員、岡田農業委員、石井推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施しました。その結果、申請地の現地調査においては問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のこと

から問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号12番加藤富夫委員より申請番号11番から14番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号13番加藤富夫です。はじめに申請番号11番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われれます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。

次に、申請番号12番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。事前審査における現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われれます。しかしながら、事務局の説明の通り、申請に添付する資金計画の根拠を示す金融機関の残高証明書の提出がありません。以上のことから、埼玉県審査にあたっては資金計画の根拠を十分精査することを条件とし、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

次に、申請番号13番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われれます。しかしながら、事務局の説明の通り、資材置き場に置く重機の所有を確認するものの提出がありません。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、設置の根拠を十分精査することを条件とし、事前審査委員4人の合議により許可、と決しました。

次に、申請番号14番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。次に、申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われれます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。はじめに、申

議長	<p>請番号12番、13番について事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。次に、申請番号11番、14番について、事前審査委員より許可相当、と報告がありました。よって、はじめに申請番号12番、13番、次に申請番号11番、14番を別々に審議することに異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号12番、13番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とし、ただし条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号12番、13番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とし、ただし条件を付して県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号11番及び14番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、とすることに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第2号「農地法第5条(知事)」申請番号11番及び14番を事前審査委員の報告のとおり許可相当、と意見を付して県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、日程3、議案第3号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号6番から8番について事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書6頁をご覧ください。議案第3号「租税特別措置法適格者証明」について申請が3件ありましたので審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。</p> <p>はじめに、議案書6頁、申請番号6番、詳細は議案書のとおり。案内図は31頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。</p>

申請理由は、申請農地の贈与を受けたことにより相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は200日です。

次に、議案書7頁、申請番号7番、詳細は議案書のとおり。案内図は32頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は160日です。

次に、議案書8頁、申請番号8番、詳細は議案書のとおり。案内図は33頁、34頁及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は180日です。

議長

はじめに、申請番号6番について担当地区の齋藤昇推進委員より意見を求めます。

推進委員

第4地区推進委員齋藤昇です。申請番号6番について報告いたします。令和7年3月10日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、金子推進委員、上原推進委員、横井推進委員及び私の8名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、申請番号7番から8番について担当地区の朝倉廣司推進委員より意見を求めます。

推進委員

第1地区推進委員朝倉廣司です。申請番号7番、8番について一括して報告いたします。令和7年3月13日に、山崎農業委員、飯島農業委員、及び私の3名で申請地の現地調査等を実施したところ、全て問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号14番森本恒平委員より申請番号6番から8番の事前審査の報告を求めます。

委員

議席番号14番森本恒平です。申請番号6番、7番、8番について、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりで

す。担当推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により証明することと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号6番から8番を事前審査委員の報告のとおり証明することに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第4号、「租税特別措置法適格者証明」申請番号6番から8番を事前審査委員の報告のとおり証明することと決定しました。

議長

次に、日程4、議案第4号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案書9頁をご覧ください。議案第4号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」ご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので審議を求めるものです。2月25日に農業委員に説明し、3月7日まで意見の聴取を依頼しましたが意見はありませんでした。よって議案書10頁のとおり春日部市長あて回答してよいか、ご審議お願いいたします。

議長

本案のうち、計画申請番号1番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、計画申請番号2番から25番と別々に審議いたします。はじめに、計画申請番号1番の審議を行いますので該当する委員に一時退室を求めます。議席番号5番中山雅博委員は退室をお願いいたします。この際、暫時休憩いたします。

(休憩)(中山委員 退室)

議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号1番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」計画申請番号1番については原案のとおり決定することと決しました。この際、暫時休憩いたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>(休憩)(中山委員 入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。次に、計画申請番号2番から25番の審議を行います。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画申請番号2番から25番を原案のとおり決定することについて、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」計画申請番号2番から25番については原案のとおり決定することと決しました。先程決定した計画申請番号1番を含め、この結果は春日部市長に送付いたします。</p>
議長	<p>この際、暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p>

議長

次に、日程 5、議案第 5 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案書 14 頁をご覧ください。議案第 5 号「令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」についてご説明いたします。これは、国が定めた通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」第 1 の 1 及び 2 に基づき、毎年 3 月末までに令和 7 年度の最適化活動の目標の設定等を行う必要があるため、別紙のとおり設定してよいか審議を求めるものです。はじめに、議案書 15 頁をご覧ください。これは令和 7 年 4 月 1 日現在の農業委員会の状況になります。次に、議案書 16 頁をご覧ください。令和 6 年度の農地の集積と遊休農地の解消の目標となります。農地の集積については、2024 年第 3 回総会「春日部市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」議案第 11 号審議の際にご説明したとおり、これからの 10 年間で集積率 56 パーセントとするための目標となっております。遊休農地の解消目標については、令和 6 年度の利用状況調査で、前年より約 4 ヘクタール解消されておりますが、7 年度はより一層の解消に向けた努力が必要になるもの、と考えております。次に、議案書 17 頁をご覧ください。上段が、新規参入者の促進における「現状及び課題」と「目標」になります。「目標」欄の「権利移動面積」とは、農地法 3 条による所有権移転や賃借権設定、農業経営基盤促進法第 19 条により新規で利用権の設定がされた農地の面積となります。続いて、2 の「最適化活動の活動目標」については、委員の皆様に行っていただきたい活動の設定となっております。(1) は推進委員等が最適化活動を行う日数目標 (2) は活動強化月間の設定目標 (3) は新規参入相談会への参加目標となっております。説明は以上でございます。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員

はい、議長。

議長

岡田委員、発言を許します。

委員

資料の 16 ページ、最適化活動の目標の関係でございます。1 の農地の集積、現状を見ますと、集積率が 19.9% のことでございます。それで次の目標を見ますと 56% になっていますが、これは農業振興課で作成した地域計画と、目標地図の策定がありましたが、このパーセンテージと連動しているのか伺いたい。また、令和 7 年度においては 23.9% の集積率を目標にしているとのことですが、農業振興課では地域計画の公告、縦覧は終わったのか伺いたい。

議事参与	はい、議長。
議長	浜村農業振興課長、発言を許します。
議事参与	<p>農業振興課の浜村です。ただいまのご質問にお答えいたします。はじめに、地域計画の進捗状況についてですが、去る1月に農業委員会から意見をいただいたものにつきましては縦覧期間は終了いたしました。令和7年2月の本会議で議決いただいた案件につきましては明日からの縦覧となりますので、両方とも今年度の末、3月31日を持って計画の策定という運びになります。</p> <p>次に、16ページの集積率でございますが、この56%は経営基盤、農業の経営基盤促進法に基づく市が定めた基本構想というものがございまして、農業をより発展させるためにはどのぐらいの集積率が春日部市としていいかということで、過去に策定したものでございまして、認定農業者の方、もしくは認定農業者基準到達者の方、その双方が利用する農地が56%が望ましいということで算定させていただいております。この目標につきましては、この数値と連動しているところでございます。その上で、来年度、今年度の目標が19%から23%に上がることににつきましては、ご協力いただいた地域計画の策定に伴って、中間管理を利用される方も増える、また、我々としても中間管理をより推進していくという方針のもと、この集積率を上昇してまいりたいということで、このような数字を計上したところでございます。</p>
議長	岡田委員、よろしいですか。
委員	はい。
議長	他に発言のある方は挙手を願います。
	(質問、意見なし)
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。「令和7年度最適化活動の目標の設定等について」原案のとおり決定することに、賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	起立全員です。よって、議案第5号「令和7年度最適化活動の目標の設定

	等について」原案のとおり決定いたします。
議長	次に、伊藤運営委員長から発言を求められておりますので、これを許します。
職務代理	本日午前9時から開催した運営委員会の議題のうち「春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを」議案第6号とし、追加議案として農業委員会総会に諮ることと決定いたしました。
議長	只今、運営委員長から追加議案の審議について報告がありました。おはかりいたします。先ほどの報告のとおり本日の日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。事務局より追加議案目録の配布をお願いします。この際、暫時休憩いたします。
	(追加議案目録の配布)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。ただいま配布した追加議案目録及び、次のページの議事日程のとおり、 日程6 議案第6号 「春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について」1議案1件 を日程に追加し、審議を再開します。
議長	日程6、議案第6号「春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	追加議案目録の1頁をご覧ください。議案第6号「春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について」審議を求めます。次の者を春日部市農地利用最適化推進委員に委嘱することについて農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により春日部市農業委員会の承認を求めるものです。区域番号1、武里地区、以下議案書のとおり。略歴につきましては、追加議案目録2頁にお示しのとおりです。欠格事項につきましては「農業委員会等に関する法律第8条第4項」及び「春日部市農地利用最適化推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関する要綱」第4条（推薦及び応募の資格）第1項各号に該当しないため、問題ありません。また、本人は農業を営んでおり、所有農

地は適切に管理されております。なお、委嘱する期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年11月30日までといたします。議決いただいた場合、委嘱状の交付は令和7年4月1日に行う予定でございます。以上、ご審議をお願いいたします。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号「春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について」原案のとおり承認することに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第6号「春日部市農地利用最適化推進委員の委嘱について」原案のとおり委嘱することに決定しました。

議長

次に

日程7 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」

日程8 報告第2号「農地法第4条（届出）」

日程9 報告第3号「農地法第5条（届出）」

日程10 報告第4号「農地法第5条（届出）（取消）」

日程11 報告第5号「農地法第18条（通知）」

日程12 報告第6号「違反転用事案報告について」

につきましては、議案書の18頁から31頁にお示しのとおりです。

議長 次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長 次に、その他でございますが、何かありますか。

議長 次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

議長 以上をもちまして、2025年第3回総会を閉会いたします。

閉会（午前11時47分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和7年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 \_\_\_\_\_

農業委員 1 1 番 \_\_\_\_\_

農業委員 1 2 番 \_\_\_\_\_

農業委員 1 3 番 \_\_\_\_\_